

令和5年4月

お客さま 各位

豊橋信用金庫

### 外貨預金規定等の改定のお知らせ

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫は外貨両替業務につきまして、外貨現金の買取の取扱いを終了させていただいており、また、外貨建て小切手の取立業務につきましても、取扱いを終了させていただいていることに伴い、この度、外貨預金規定を改定させていただくこととなりました。

なお、改定後の取引規定等は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 改定日

令和5年5月1日（月）

#### 2. 改定する規定

(1) 外貨普通預金規定

(2) 外貨定期預金規定

I. 外貨定期預金共通規定

【次頁へ続く】

3. 改定内容

(1) 「預金の受入れ」条項の一部追加・変更

「外貨普通預金規定」

(下線部分を変更)

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>1. ～2. &lt;略&gt;</p> <p><b>3. (預金の受入れ)</b></p> <p>(1) &lt;略&gt;</p> <p>(2) この預金口座に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>① <u>当金庫が店頭に表示する外国為替相場により円貨と交換した外貨資金</u></p> <p>② 当店を支払場所とする<u>外貨建て</u>手形、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）のうち当店で決済を確認したもの</p> <p>③ <u>外国為替</u>による振込金</p> <p>④ <u>同一通貨の他の外貨預金からの振替資金</u></p> <p>(3) &lt;略&gt;</p> <p>(4) 手形要件（とくに振出日、受取人）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(5) &lt;略&gt;</p> <p>(6) <u>外貨建て</u>手形を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>4. ～19. &lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">以上<br/>(<u>2023.5.1</u>)</p> | <p>1. ～2. &lt;略&gt;</p> <p><b>3. (預金の受入れ)</b></p> <p>(1) &lt;略&gt;</p> <p>(2) この預金口座に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>① <u>現金</u></p> <p>② 当店を支払場所とする手形、<u>小切手、配当金領収証</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）のうち当店で決済を確認したもの</p> <p>③ 為替による振込金<br/><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p>(3) &lt;略&gt;</p> <p>(4) 手形要件（とくに振出日、受取人）、<u>小切手要件（とくに振出日）</u>の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(5) &lt;略&gt;</p> <p>(6) 手形、<u>小切手</u>を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>4. ～19. &lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">以上<br/>(<u>2019.12.2</u>)</p> |

(2) 「預金の受入れ」条項の一部追加・変更および「外国為替予約」条項の一部変更  
「外貨定期預金規定」

(下線部分を変更)

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p><b>I. 外貨定期預金共通規定</b></p> <p>1. ～2. &lt;略&gt;</p> <p><b>3. (預金の受入れ)</b></p> <p>(1) &lt;略&gt;</p> <p>(2) この預金口座に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>① <u>当金庫が店頭に表示する外国為替相場により円貨と交換した外貨資金</u></p> <p>② 当店を支払場所とする<u>外貨建て</u>手形、その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）のうち当店で決済を確認したもの</p> <p>③ <u>外国為替</u>による振込金</p> <p>④ <u>同一通貨の他の外貨預金からの振替資金</u></p> <p>(3) &lt;略&gt;</p> <p>(4) 手形要件（とくに振出日、受取人）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(5) &lt;略&gt;</p> <p>(6) <u>外貨建て</u>手形を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>4. &lt;略&gt;</p> <p><b>5. (外国為替予約)</b></p> <p>(1) この預金を満期解約する場合に適用する外国為替相場を確定するため外国為替予約（以下「予約」といいます。）の申し込みをするときは、当金庫所定の予約に関する書面に届出の印章により記名押印して提出してください。当金庫がその申込条件を応諾し</p> | <p><b>I. 外貨定期預金共通規定</b></p> <p>1. ～2. &lt;略&gt;</p> <p><b>3. (預金の受入れ)</b></p> <p>(1) &lt;略&gt;</p> <p>(2) この預金口座に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>① <u>現金</u></p> <p>② 当店を支払場所とする手形、<u>小切手、配当金領収証</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）のうち当店で決済を確認したもの</p> <p>③ 為替による振込金</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p>(3) &lt;略&gt;</p> <p>(4) 手形要件（とくに振出日、受取人）、<u>小切手要件（とくに振出日）</u>の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(5) &lt;略&gt;</p> <p>(6) 手形、<u>小切手</u>を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>4. &lt;略&gt;</p> <p><b>5. (外国為替予約)</b></p> <p>(1) この預金を満期解約する場合に適用する外国為替相場を確定するため外国為替予約（以下「予約」といいます。）の申し込みをするときは、当金庫所定の予約に関する書面に届出の印章により記名押印して提出してください。当金庫がその申込条件を応諾し</p> |

【次頁へ続く】

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>た場合、<b>為替予約票</b>（予約内容を記載した用紙）を交付します。</p> <p>(2) &lt;略&gt;</p> <p>(3) 予約の期日（この預金の満期日）には、予約実行のため、必ず証書および第1項の<b>為替予約票</b>を提出してください。</p> <p><b>6. ～16.</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>II.</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>III.</b> &lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><b>(2023.5.1)</b></p> | <p>た場合、<b>スリップ</b>（予約内容を記載した用紙）を交付します。</p> <p>(2) &lt;略&gt;</p> <p>(3) 予約の期日（この預金の満期日）には、予約実行のため、必ず証書および第1項の<b>スリップ</b>を提出してください。</p> <p><b>6. ～16.</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>II.</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>III.</b> &lt;略&gt;</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;"><b>(2019.12.2)</b></p> |

以上